

報告第1号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年3月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

専 決 処 分 書

市道路の管理瑕疵に起因する事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年12月18日

かすみがうら市長 坪 井 透

市道路の管理瑕疵に起因する事故による損害賠償の額の決定及び和解について

- 1 事故発生日時 平成29年11月18日（土） 午後5時45分頃
- 2 事故発生場所 かすみがうら市下稲吉地内 市道6-0013号線
- 3 相手方 (住所) かすみがうら市 [REDACTED]
(氏名) [REDACTED]
- 4 事故の概要 歩車道境界ブロックが破損し、市道にはみ出していたことにより、相手方が運転する車両が市道を走行中、破損部分と接触し、タイヤパンク及び車体のオイルパンが破損した。
- 5 損害賠償と和解の内容
 - (1) 損害賠償額 36,621円
 - (2) 市及び相手方は、示談書により、本件示談の他、互いに一切の債権債務関係がないことを確認する。